

感染防止対策指針

2020.9 改訂

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方

株式会社ソニック(以下「会社」とする)は、企業理念に基づき、ご利用者様・ご家族様、職員、訪問者などに安全で信頼される看護・介護を提供するため、感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図る。

このために全職員が感染防止対策を把握し、安全な医療・介護環境の提供に努める。

2. 感染防止対策のための委員会の基本的事項

感染防止対策周知及び実施を迅速に行うため、会社の選任する職員をもって組織する。

感染防止対策委員会:感染に関する意志決定機関として定期的に会議を行い、感染対策に関する事項を検討する。感染の調査検討。

- ① 感染症の発生の予防並びにご利用者の対応と感染対策の周知徹底と啓蒙活動を実施する。
- ② 感染防止などに関する職員の教育・研修について。
- ③ その他感染対策に関する事項の検討。

3. 感染防止対策のための職員に対する研修に関する基本方針

- ① 感染防止対策の基本的な考え及び具体的な対策について職員への周知徹底を図るために委員会主催で研修会を開催し、職員に感染対策に対する意識向上を図る。
- ② 研修会は、原則年2回実施し記録・参加者名簿を保存する。

4. 感染症の発生時の報告と感染発生時の対応に関する基本方針

- ① 会社での感染症の発生状況は感染防止対策委員会で報告し周知する。
- ② 感染発症時は直ちに感染防止対策委員長に報告し、予防を実施し他のご利用者様、職員への二次感染を防ぐために的確に情報伝達と共に原因究明する。
- ③ 報告が義務付けられている感染症が特定された場合には、保健所・関係部署に報告する。

5. 利用者様への情報提供とご説明に関する基本方針

疾病の説明とともに、感染防止の意義と手洗い、マスク使用などについてもご説明しご協力を求める。

6. その他、感染防止対策の推進のための基本方針

- ① 職員には感染マニュアルに沿って、手洗いの徹底・マスク着用など常に感染防止に努める。
- ② 職員は、自ら感染源とならないよう健康管理に留意する。
- ③ マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂した結果は感染防止対策委員会を通じ職員に周知徹底する。

7. 指針の閲覧に関する基本方針

本指針は各事業所に掲示し、ご利用者様・ご家族様等の閲覧を可能とする。

8. 相談窓口の設置

ご利用者様・ご家族等からの相談及び苦情等に適切に応じるため相談窓口を設置する。

相談及び苦情等のうち、看護・介護の安全に係る内容のものは、安全対策等の見直しにも活用する。

また、相談したことによりご利用者様・ご家族様等に不利益が発生しないように配慮する。